

○総務省訓令第 号

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 ○○ ○○

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令

電波法関係審査基準（平成 13 年総務省訓令第 67 号）の一部を次のように改正する。

（下線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（外国の無線局の運用の許可） 第18条 <u>法第103条の7</u>の規定による外国の無線局の運用の許可の申請書を受理したときは、次の各号に適合しているかどうかを審査し、適合していると認めるときは、受理する。 〔(1)～(3) 略〕 （検査等事業者（点検の事業のみを行う者を除く。）の登録及び登録の更新） 第31条 登録検査等規則第2条第1項の申請書及び同条第2項の業務実施方法書を受理したときは、法第24条の2第4項及び第5項（<u>法第24条の3第2項</u>において準用する場合を含む。）の規定に基づき、その申請が次に掲げる条件に適合しているかどうかを審査し、適合しているときは、登録又はその更新をする。 〔(1) 略〕 (2) 業務実施方法書に記載される事項については、次のアからケまでに適合しているものであること。 〔ア～ク 略〕 ケ 検査又は点検の業務に関する帳簿その他の書類の管理に関する事項については、次の書類の管理が適正に定められていること。 〔（ア） 略〕 〔削除〕 〔<u>（イ）</u>～<u>（オ）</u> 略〕 〔(3) 略〕 （検査等事業者（点検の事業のみを行う者に限る。）の登録） 第32条 業務実施方法書等を受理したときは、法第24条の2第4項及び第5項（<u>法第24条の12第2項</u>において準用する場合を含む。）の規定に基づき、その申請が次の各号に適合しているかどうかを審査し、適合しているときは、登録する。 (1) 申請書については、次に掲げる条件に適合しているものであること。	（外国の無線局の運用の許可） 第 18 条 <u>法第 103 の 6</u>の規定による外国の無線局の運用の許可の申請書を受理したときは、次の各号に適合しているかどうかを審査し、適合していると認めるときは、受理する。 〔(1)～(3) 同左〕 （検査等事業者（点検の事業のみを行う者を除く。）の登録及び登録の更新） 第 31 条 登録検査等規則第2条第1項の申請書及び同条第2項の業務実施方法書を受理したときは、法第24条の2第4項及び第5項（<u>法第24条の2の2第2項</u>において準用する場合を含む。）の規定に基づき、その申請が次に掲げる条件に適合しているかどうかを審査し、適合しているときは、登録又はその更新をする。 〔(1) 同左〕 (2) 業務実施方法書に記載される事項については、次のアからケまでに適合しているものであること。 〔ア～ク 同左〕 ケ 検査又は点検の業務に関する帳簿その他の書類の管理に関する事項については、次の書類の管理が適正に定められていること。 〔（ア） 同左〕 <u>（イ） 登録証</u> 〔<u>（ウ）</u>～<u>（カ）</u> 同左〕 〔(3) 同左〕 （検査等事業者（点検の事業のみを行う者に限る。）の登録） 第32条 業務実施方法書等を受理したときは、法第24条の2第4項及び第5項（<u>法第24条の13第2項</u>において準用する場合を含む。）の規定に基づき、その申請が次の各号に適合しているかどうかを審査し、適合しているときは、登録する。 (1) 申請書については、次に掲げる条件に適合しているものであること。

ア 申請者の住所又は点検の業務を行う事務所の所在地を管轄する総合通信局長（法第24条の12第1項の登録においては、関東総合通信局長とする。以下この条において同じ。）に提出されていること。

[イ 略]

(2) 業務実施方法書に記載される事項については、次のアからクまでに適合しているものであること。

[ア～キ 略]

ク 点検の業務に関する帳簿その他の書類の管理に関する事項については、次の書類の管理が適正に定められていること。

[（ア） 略]

[削除]

[（イ）～（オ） 略]

[(3) 略]

別紙3 無線従事者関係審査基準

[1～3 同左]

4 無線従事者認定講習課程

[同左]

[別表4—(1) 略]

別表4—(2)（4の(1)関係）

[1 略]

2 試験科目（法規）の内容

出題項目及び内容等の分類			認定講習の該当資格			
試験内容	試験内容の要旨	出題内容及び方法（注1）	第二級総合無線通信士	第二級海上無線通信士	第三級海上無線通信士	第四級海上無線通信士
電波法及	目的、無線	無線局の開設、免許の有効期間、免許記録記録事項等、免		○	○	○

ア 申請者の住所又は点検の業務を行う事務所の所在地を管轄する総合通信局長（法第24条の13第1項の登録においては、関東総合通信局長とする。以下この条において同じ。）に提出されていること。

[イ 同左]

(2) 業務実施方法書に記載される事項については、次のアからクまでに適合しているものであること。

[ア～キ 同左]

ク 点検の業務に関する帳簿その他の書類の管理に関する事項については、次の書類の管理が適正に定められていること。

[（ア） 同左]

[（イ） 登録証]

[（ウ）～（カ） 同左]

[(3) 同左]

別紙3 無線従事者関係審査基準

[1～3 同左]

4 無線従事者認定講習課程

[同左]

[別表4—(1) 同左]

別表4—(2)（4の(1)関係）

[1 同左]

2 試験科目（法規）の内容

出題項目及び内容等の分類			認定講習の該当資格			
試験内容	試験内容の要旨	出題内容及び方法（注1）	第二級総合無線通信士	第二級海上無線通信士	第三級海上無線通信士	第四級海上無線通信士
電波法及	目的、無線	無線局の開設、免許の有効期間、免許状記載事項等、免許		○	○	○

びこれに 基づく命令（船舶 安全法及び電気通 信事業法並びにこ れらに基 づく命令 の関係規 定を含 む。）	局の免許	許の承継、免許の特例等及び無線局の廃止				
	無線設備	電波の質、電波の型式の表示等、送信装置、受信装置、送受信空中線、安全施設、保護装置、周波数測定装置の備付け、船舶局の特則、遭難自動通報設備、衛星通信装置（第四級海上無線通信士を除く。）、無線航行設備、磁気羅針儀に対する保護、型式検定合格機器の備付け		○	○	○
	無線従事者	制度、操作及び監督の範囲、免許、携帯義務、免許証の再交付又は返納、船舶局無線従事者証明（第四級海上無線通信士を除く。）		○	○	○
	運用	通則、一般通信方法、海上移動業務及び海上移動衛星業務に関する通則、通信方法、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、漁業通信、無線設備の機能の維持		○	○	○
	業務書類	時計、無線業務日誌、 <u>免許記録</u> 、その他備付けを要する書類		○	○	○
	監督	電波の発射の停止、検査、免許の取消し、報告		○	○	○
	その他の規則	手数料の納付及び電波利用料制度並びに罰則		○	○	○
	(略)					

[注 同左]
 [3 ～ 9 同左]

びこれに 基づく命令（船舶 安全法及び電気通 信事業法並びにこ れらに基 づく命令 の関係規 定を含 む。）	局の免許	の承継、免許の特例等及び無線局の廃止				
	無線設備	電波の質、電波の型式の表示等、送信装置、受信装置、送受信空中線、安全施設、保護装置、周波数測定装置の備付け、船舶局の特則、遭難自動通報設備、衛星通信装置（第四級海上無線通信士を除く。）、無線航行設備、磁気羅針儀に対する保護、型式検定合格機器の備付け		○	○	○
	無線従事者	制度、操作及び監督の範囲、免許、携帯義務、免許証の再交付又は返納、船舶局無線従事者証明（第四級海上無線通信士を除く。）		○	○	○
	運用	通則、一般通信方法、海上移動業務及び海上移動衛星業務に関する通則、通信方法、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、漁業通信、無線設備の機能の維持		○	○	○
	業務書類	時計、無線業務日誌、 <u>免許状及び証票</u> 、その他備付けを要する書類		○	○	○
	監督	電波の発射の停止、検査、免許の取消し、報告		○	○	○
	その他の規則	手数料の納付及び電波利用料制度並びに罰則		○	○	○
	(略)					

[注 同左]
 [3 ～ 9 同左]

附 則
 この訓令は、電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 27 号）の施行の日（令和○年○月○日）から施行する。